

**準用河川の用に供されている国有財産の
登記の嘱託, 境界の決定等**

根拠法令：不動産登記法・国有財産法, 移譲対象：全市町村

1 移譲事務の概要及び移譲状況

(1) 移譲事務の内容

準用河川の用に供されている国有財産についての登記の嘱託及び隣接土地所有者との境界の確定等を行う。

- 登記所への表示登記, 所有権保存・移転等登記等に係る登記嘱託書の送付
- 隣接土地所有者との境界の確定
- 調査, 測量のために必要な場合の土地への立入り

(2) 移譲のメリット

- 住民に身近な市町村が窓口となることで, 移動負担の軽減など住民の利便性の向上につながる。
- 準用河川の管理を行っている市町村で事務処理を一体的に行うことで, 準用河川に関する統一的な判断のもとに効率的な管理事務を行える。

(3) 移譲事務に関する県の支援策

- ① 財源措置
権限移譲準備金及び交付金等により事務処理に必要な経費等を措置
- ② 事務処理体制の整備
移譲後における随時の情報提供及び相談対応

(4) 平成25年4月時点での移譲状況

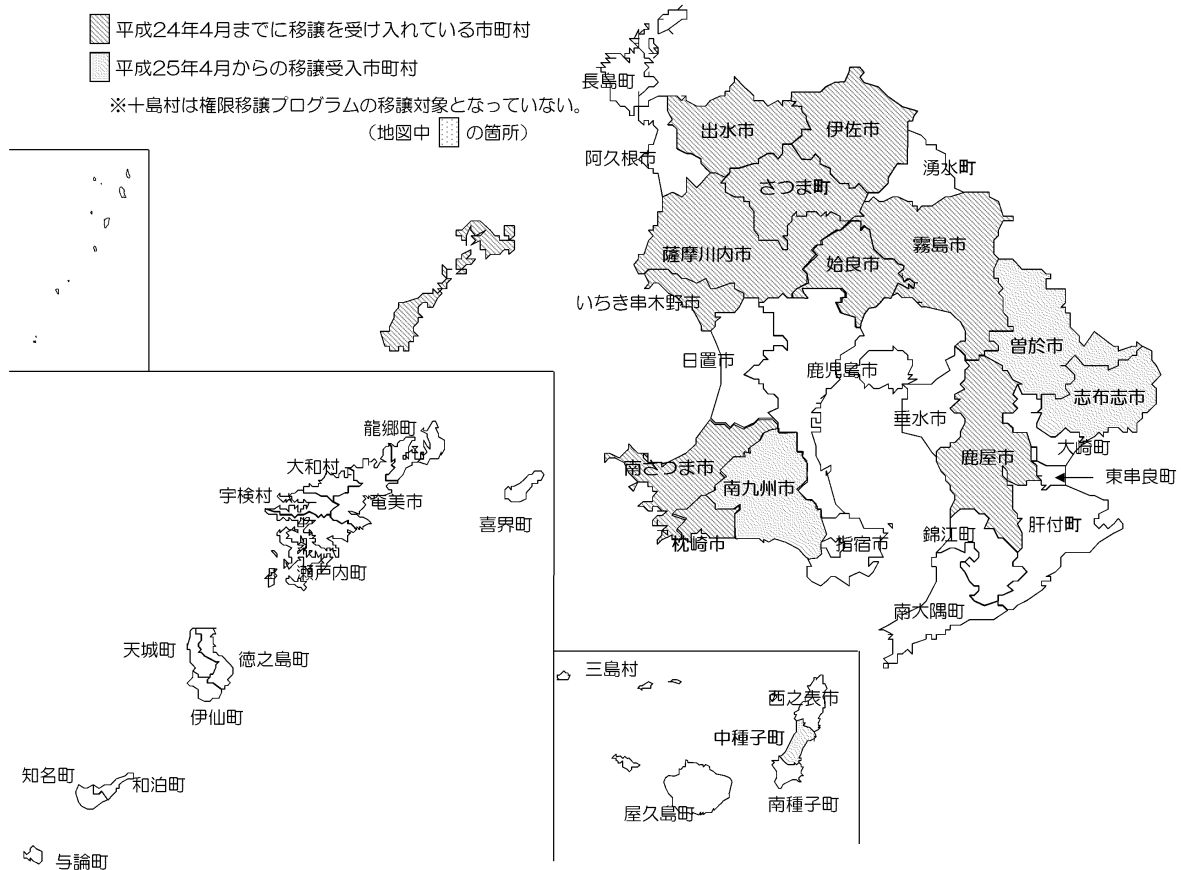
①プログラム番号1-38

「国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものの登記の囑託」

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※①
全市町村	42 ※②	14	33.3%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H24年4月	鹿屋市, 枕崎市, 出水市, 薩摩川内市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 伊佐市, 始良市, さつま町		
H25年4月	曾於市, 志布志市, 南九州市, 中種子町		

※① 「移譲率」 = 「移譲受入市町村数」 ÷ 「移譲対象市町村数」

※② 準用河川の所在しない十島村を除く



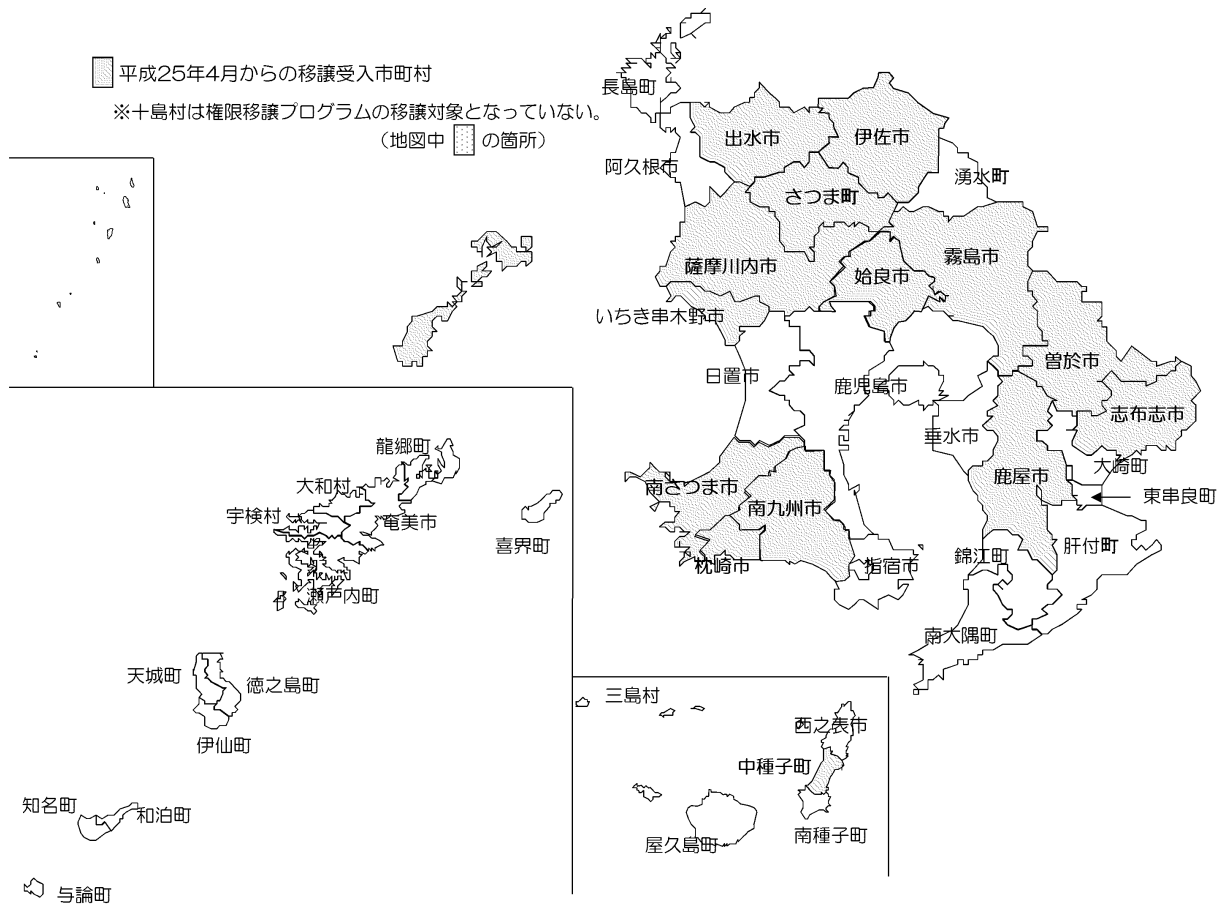
②プログラム番号1-39

「国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものの境界の決定等」

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※①
全市町村	42 ※②	14	33.3%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H25年4月	鹿屋市, 枕崎市, 出水市, 薩摩川内市, 曾於市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 志布志市, 南九州市, 伊佐市, 始良市, さつま町, 中種子町		

※① 「移譲率」=「移譲受入市町村数」÷「移譲対象市町村数」

※② 準用河川の所在しない十島村を除く



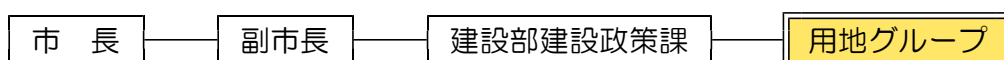
2 移譲市町村の取組状況等

◎霧島市（平成24年4月から移譲）の事例

(1) 移譲後の事務処理体制

4名

《内訳》建設政策課：4名（課長，グループ長，担当2名）



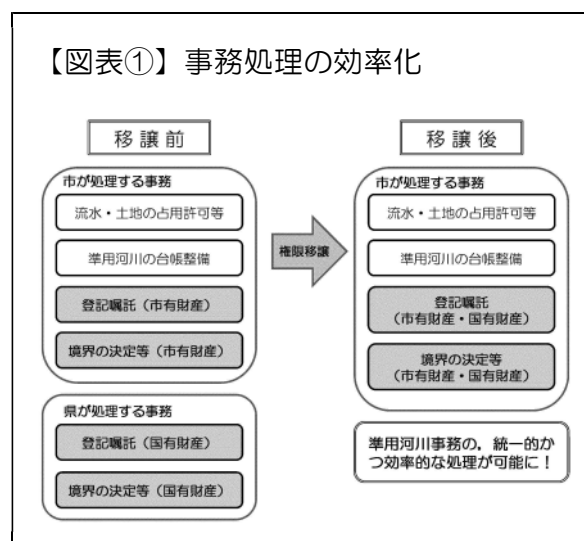
(2) 移譲受入れを決定した経緯

霧島市では、「市民の利便性向上」と「霧島市独自のまちづくり」に役立つと考えられる事務のうち，受入体制の整ったものについて，順次，権限移譲の受入が進めている。

準用河川管理については，占用許可や台帳整備等の一般的な管理事務とともに市有財産部分の登記等の類似事務を現在も市で行っている状況があった。

このため，権限移譲により，市で準用河川管理に関する事務を一体的に処理することで，事務の効率化につながると判断し，県との協議を経て，平成24年4月から登記嘱託事務を受け入れ，さらに，平成25年4月から境界決定等事務（平成24年4月に対象事務に追加）を受け入れた。

【図表①】事務処理の効率化



(3) 移譲事務の処理状況

平成24年度は，河川改修等により登記嘱託が必要となった事例はない。

(4) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

権限移譲の受入れによって，準用河川の登記嘱託や境界確定等の事務について，国有財産も含めて全て霧島市で実施できるようになり，登記に関する県への報告や境界確定等の際の県との調整などが不要となった。

このことで，従来から実施していた準用河川の管理事務と移譲事務について統一的な考え

方のもと、市の独自の判断で事務処理を行えるようになり、また、効率的で迅速な事務処理にもつながっている。

また、住民にとっても、境界確定等の窓口が霧島市となったことで、移動にかかる負担が軽減されるとともに、身近で相談しやすい環境づくりが図られるなど、利便性の向上にもつながっている。

市では、このようなことから、権限移譲によって事務処理の効率化や住民サービスの充実につながっていると考えている。

(5) 移譲事務の処理に関する留意点等

霧島市では、登記嘱託や境界確定等の移譲事務について、従来から市で行っていた河川管理事務と方針に差異が生じないように配慮しながら、準用河川の現状や隣接地の状況などを十分に把握した上で、実態に即した迅速で的確な事務処理を行っていくこととしている。

なお、市で事務を担当している建設政策課では、河川・道路・市営住宅等、市の建設政策に係る用地管理事務全般を担当しているため、移譲事務に類似した登記嘱託や境界確定等の処理経験が豊富で、実務にも精通していることから、事務処理に当たっての課題等は特にないと考えられている。

【図表②】霧島市内の準用河川の状況

- 河川数：65（17水系）
- 流路延長計：100.08km
- 主な河川（水系名）
 - ・横市川，溝之口川（大淀川）
 - ・手籠川，尾谷川（天降川）
 - ・長谷川，鎮守尾川（検校川）
 - ・西小田川，下川（清水川） など



（霧島市を代表する河川で34の準用河川の水系となっている天降川）